

自転車運転の基本的ルールを守りましょう！

自転車運転の危険行為

こんな時が
危ない！

6 携帯電話使用

携帯電話を「保持」して画面を注視しながらの運転は、片手運転と前方注視を欠いて大変危険です。

7 傘さし運転

物品を不安定な方法で携帯して道路を通行してはいけません。

8 酒気帯び、酒酔い運転

酒を飲んで運転すると重い処罰の対象となります。

1 信号無視

信号無視は、出合頭事故となる！

2 一時不停止

停止線の直前で一時停止して左右の安全確認をしてください！

3 歩行者への通行妨害

歩道や路側帯では歩行者の通行を妨害しないように十分な間隔を開けたり、歩行者の直近を通過する際は徐行や一時停止して下さい！

4 夜間の無灯火

車のドライバーから、発見されにくくなります。

5 二人乗り

不安定になり、ハンドル操作を誤らせます。

牧の原交番だより

令和6年 11月
名東警察署
地域課
778-0110

・事故を起こせば、加害者として責任を問われることも！

・過去3年以内に2回以上摘発されると自転車運転講習の受講を命じられます

・ヘルメットの着用の努力義務と万が一の事故に備えて自転車保険への加入が義務化



11月25日から12月1日は、「犯罪被害者週間」です

困りごとや悩み事は、専門機関に相談してください。

・犯罪被害者のためのこころの悩み相談（ハートフルライン）

電話 052-954-8897（はやくなくそうこころのきず）

・性犯罪被害の相談・支援窓口（ハートフルステーションあいち）

電話 0570-064-810（愛知県内からのみ通話可能）

・性犯罪被害相談（性犯罪被害相談電話）

全国共通ダイヤル#8103



※不審者・不審車両を見かけたら、すぐに110番通報してください！